

## カンボジア法整備支援プロジェクトの研修監理員・通訳として

クメール語通訳（JICA 研修監理員）

天 川 芳 恵

カンボジア法整備支援の通訳に関わって、約 18 年の月日が経ったことに深い感慨を覚えます。

私は 1992 年 10 月に JICA の研修監理員として働き始め、1995 年にカンボジア国警察幹部職員の研修で警視庁を視察しました。その時初めて、法務総合研究所の建物を目にしました。それは霞ヶ関の中にあつてひととき目立つ、威厳を感じさせる建物でした。その時は、法整備支援研修の監理員となり、そこで通訳することになるとは思ってもみませんでした。

1997 年に初めて国別特設「カンボジア司法支援」研修の研修監理を担当させていただきました。当初の研修の目的は、日本の法制度、法務省と検察庁の役割、法曹養成システム、日弁連の組織、役割及び活動等を説明し、理解してもらうことでした。

1999 年に法制度整備支援プロジェクト・フェーズ 1 が始まり、研修は民法・民事訴訟法の草案起草の段階に入り、内容は、主に民法・民事訴訟法の逐条の検討になり、来日研修員はレギュラーメンバーとなりました。裁判官のヒー・ソピアさん（現司法省次官）、ユー・ブンレンさん（現高裁長官）、モン・モニチャリヤさん（現シハヌクビル地裁所長）、サリ・ティアラさん（現最高裁判事）、ユー・オッタラさん（現最高裁判事）、司法省幹部の故イー・ダンさん（当時次官）、故スイ・ヌーさん（当時次官）、チャン・ソティアヴィさん（現司法省次官）などがほぼ毎回参加されました。

彼らはポル・ポト政権下の困難を生きのび、その崩壊後ベトナムやロシア連邦へ留学した優秀な法律家たちです。同時期に留学した仲間でもあるためか、全員が大変仲が良く、彼らの間には常に同志のような雰囲気がありました。そして彼らに共通していたのが、重責を担っているという高い意識でした。国の将来のことを常に考えながら、講師に質問し、議論していました。条文の趣旨がカンボジア社会の実情に適合するようにと、時間を費やして慎重に講師と議論を重ねていました。講師はその都度、条文の趣旨を丁寧に説明し、質問に対しては、日本の実例や海外の実例を取り上げて、研修員が理解するまで繰り返し説明してくれました。特に故イー・ダン次官は、カンボジアの古き良き文化・習慣を大変重んじていたので、それを残すような形で文章化したいと、繰り返し講師の先生たちと検討を重ねていました。

1 日に検討できた条文が 2～3 箇条だけの日も少なくありませんでした。研修時間が過ぎても議論が続く日もありました。研修には、常に 2～3 名の講師の先生たちが対応してくださったのですが、時には 4 名の日もありました。研修員にとっても、通訳にとっても強い体力と集中力が要求される研修でした。研修の後半になると、法務省赤レンガから JICA 東京センターへの帰り道では、疲れのためか、全員口数が少なくなり、足取りも重

くなりました。

このように連日の研修は、重大な会議のようでした。しかしそんな中でも、皆が大笑いすることもありました。それはヒー・ソピアさん（当時カンダル州地裁所長）が質問する時でした。本人はいたって真面目に質問するのですが、その内容や言い方が独特で、他の研修員の笑いを誘うのです。そのおかげで場が和み、緊張がとけ、リフレッシュすることができました。

リフレッシュというと公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、ICD 教官が企画してくれた休日の市内観光等を忘れるわけにはいきません。そのおかげで研修員は疲れを癒し、次週の研修へのエネルギーを補充し、カンボジアでは目にできない風景、四季、伝統文化に触れることができました。この思いやりを感じることで、研修員は日本そして日本人の考え方をより深く理解できたと思います。日本での研修は単に貴重な経験、新しい知識を吸収するだけではなく日本という国を知り、日本人のこころ、日本人の仕事に対する考え方、姿勢、チームワーク、連携を理解するためにも大変有益なものだったと思います。プロジェクト当初はお互いの国、生活習慣、文化、考え方等を双方がまだ十分理解してなかったからでしょうか、お互いにストレスを感じることも、少なからずあったと思います。しかし今ではカンボジア側から、日本人関係者のサポートに感謝し、称える話をよく耳にします。

私は法整備支援プロジェクトの研修監理員を引き受けるかどうか、最初は悩みました。法律関連の通訳は初めてであり、その内容はレベルも高く範囲が広いからです。それまで担当した研修は図形やグラフ、写真、現物等を使用しながら内容を伝えるものでした。しかし、法律はすべてを言葉で伝える分野で、その言葉の持つ意味を正確に伝えるためには、豊富な語彙の知識が要求されます。果たして、私はこのような知識を持っているのか、普段の生活では殆ど使っていない日本語の、そしてカンボジア特有の法律用語をこれから身に付けることができるのか、不安でいっぱいでした。

しかし引き受けると決めてからは、正確な通訳をするためにあらゆる努力をしようと決めました。一番難しかったのは、民法・民事訴訟法の草案起草の時でした。通訳するための準備をするには、まず日本語の内容を正しく理解しなければなりません。そのためには、テキストのすべての法令用語の意味を調べる必要がありました。テキストを正確に理解して、初めて適切な訳語を探すことができます。それは大変時間のかかる仕事でした。研修テキストの内容は、私にとっては全く初めての困難極まるもので何回も読み直して、初めて理解できたものもありました。

通訳として準備を万全にするため、一日も早くテキストを頂きたいのですが、民法・民事訴訟法部会の先生たちはご多忙で、テキストを頂くのは大体研修の2～3日前で、時には研修の直前、または講義の当日になることもありました。しかし事前にテキストを勉強する時間は絶対に必要ですから寝る時間も削って読み込み、準備する必要がありました。理解できない場合は、講義の休憩時間を利用して先生に質問をします。先生の貴重な休憩

時間を潰すことになりましたが、先生たちはいつも笑顔で、私が理解するまで丁寧に説明してくれました。

また研修期間中は業務調整や、体調不良になった研修員と通院する必要もありました。このような業務と通訳の準備のため、研修時間外に彼らの買い物を手伝う余裕は残念ながらありませんでした。研修監理員の仕事ではないものの、同じ国の人間として、研修後や休日を彼らと一緒に過ごせなかったことを、申し訳なく思いました。

法整備支援の通訳になる前は、普段辞書を引かない言葉、例えば「承認」や「承諾」については何となく理解する程度で、特に正確な意味を調べようとは思いませんでした。しかし、このプロジェクトに携わってからは、言葉一つ一つの違いを国語辞典（今はインターネット）で掘り下げて調べ、そして言葉の違いをどうカンボジア語に反映できるかを考えるようになりました。該当する訳語がない場合、日本語の意味を説明するような形で訳します。時には研修員に相談して、一緒にカンボジア語の訳を考えたりしました。民法・民訴法では、カンボジアにとって新しい概念が多く、説明をする形で訳することが多くありました。例えば民法の「事務管理」や、民事訴訟法 12 条の「応訴管轄」が挙げられます。

日本語からクメール語に訳す場合の、もう一つの困難な例をあげると、認定、認知、認容、認諾、受諾、承認等のような言葉があります。カンボジア語では、上記の日本語のように漢字で組み合わせて、個々の状況を区別して言葉を作り出すことはできません。そのため、これらの一連の言葉は今のところ「トトゥスコル」＝「認める」と訳す以外ありません。しかし、文脈の流れで「トトゥスコル」の持つ意味は日本語の「認定」、「認知」等に十分に該当します。無理に直訳すると和製クメール語になり、カンボジア人に違和感を与えることになり、かえってわかりにくい文章になりかねません。

しかし、どうしても厳密に個々の状況を区別して訳さなければならない言葉の場合、例えば、日本語の「陳述」「主張」「供述」「答弁」「弁論」、「抗弁」「反論」、「添付資料」「別紙」のような言葉があります。この場合は少し困難です。例えば、最近の本邦研修で取り上げられた「抗弁」と「反論」です。「抗弁」については既にクメール語にある「トーワ」に定められたので、問題はありません。「反論」についてはクメール語の「プロカイ」を提案しました。「プロカイ」は英語では「Argue」と訳されています。そして「Argue」の日本語訳を見ると「異議を唱える、反論する」となっています。しかし研修員から「トーワ」と「プロカイ」は同じ意味なのでは、との意見がでました。確かに「トーワ」には、「抗議する」「論争する」、そして「反論する」の意味も含まれています。

研修期間中に、4つの機関から参加している16人の研修員全員が納得して、訳語を決めるのは極めて困難な仕事です。民法・民訴法草案起草段階のころは、研修員の数が多い上、故イー・ダン次官の巧みな調整があつて、現在よりは時間がかからなかったような気がします。

しかし、このように用語について、研修員が皆で一緒に考え、知恵を出し合うことは法令をより良くするために大変有益だと思います。帰国後により多くの同僚と議論し、研究

し、より適切な語彙が見つかると思います。

以前、調査団の通訳として現地へ行った際、カンボジアを良く理解するある日本人が「カンボジア人は、一人ひとりである時は大変優秀だが、集まると皆バラバラになる」と言われました。確かにそのような傾向があると思われます。用語の確定作業は、カンボジアの法律用語をより良くするためです。リーダーとなる人が調整し、議論になることを望みます。現地専門家のファシリティも大変重要になると思います。

2008年7月、カンボジア政府から *sahakmetrey* という勲章を頂きました。私が勲章を頂けるとは思いませんでしたので、大変驚きました。それと同時に、いろいろな思いが込み上げてきました。これまでプロジェクトのことでは、通訳の難しさだけでなく、二カ国の人たちの間に些細な誤解も生じないように人間関係に気を配ることも多々あり、精神的にも体力的にも限界で、落ち込んだこともありました。そんな時、故イー・ダン次官に「ポル・ポト政権を生き延びた我々は、どんな困難も乗り越えられる」と励まされました。このプロジェクトに関することで涙を流したのは、勲章を頂いた時とイー・ダン次官の訃報を聞いた時でした。

最後に、このプロジェクトの成功は、カンボジアのために協力を惜しまない日本側関係者なしにはあり得なかったことを述べたいと思います。大学の先生たちを含め、関係者の方々はご自分の本業だけでも十分忙しいにも関わらず、休日まで定期会合等を開いたりしてカンボジアのために時間を費やしてくださいました。当時、条文の内容に関して法律を支援する他の外国機関と調整しなければならないことがありました。当然カンボジア側がその調整をすべきでしたが、当時の国内事情のためか、調整は行われませんでした。結局日本側関係者が定期会合で、その問題について議論し、解決策を練りました。その光景を目にして、大変感動し、そして大変申し訳なく思いました。最終的には、日本側関係者がその外国機関と話し合いをするため海外まで出向き、問題を解決してくださいました。またカンボジア弁護士会を支援するために日弁連の先生たちが寄付をしてくださったこともありました。このことを、できる限りカンボジアの人々に伝えて行きたいと思います。

私がここまでこの仕事を続けられたのは、ひとえに関係者の皆さまのご支援、ご協力あったことです。これまで感謝の意を表す機会がありませんでしたので、この場をお借りして深く心よりお礼を申し上げます。安田佳子弁護士（現本間佳子弁護士）は、私がこのプロジェクトの背景と流れをより良く理解できるようにと、民法・民訴部会の定期会合にオブザーバーとして参加するよう誘ってくださいました。時間の許す限り参加させて頂きましたが、私にとって大変貴重な機会であったことは言うまでもありません。また ICCLC は私がカンボジアの法律を学べるようにと、カンボジアの法律関係の書籍（カンボジア旧民法、婚姻法、政令等）を調達してくださいました。研修員には、調査団や現地セミナーでカンボジアへ行った際に、関連書籍（土地法草案等）を頂きました。本間弁護士と磯井

美葉弁護士は、必要資料をいち早く提供して下さいました。民法・民訴部会の先生たちは、訳語について常にカンボジア側の意見を重視し、研修員の負担を軽減するために研修場所を法務省から JICA 東京センターへ変更して下さいました。ICD 教官の皆さんは、私の質問に常に親切に答えて、わかりやすく解説して下さいました。研修にはロジスティックな側面も大変重要です。JICA、日本国際協力センター（JICE）の担当者は、研修員の希望に柔軟に対応し、あらゆる協力を惜しまないでくれました。ICD 専門官、現地 JICA 担当者・専門家・スタッフには、様々なことに支援を寄せていただきました。そしてプロジェクトのフェーズ 2 からもう一人の研修監理員となった諏訪井さんには、様々な問題を共有してもらい、支えられてきました。皆様のご協力なしには、ここまで続けることはできませんでした。心より御礼申し上げます。

法整備支援という大きなプロジェクトに研修監理員として携わることができて大変光栄に思います。また祖国の発展に、微力ながらも貢献できたことを嬉しく思います。これからもプロジェクトに参加させていただけるなら、これほど幸せなことはありません。